# 単品スライド条項適用時の実施手順（参考）

2ヶ月以上

1週間以内

① 単品スライド条項に基づく請求　（請負者）

工事請負代金変更請求書
（様式－１）
請負代金額が不適当となったことに関する資料（提出）
（様式－１－１）

② 協議開始日の通知　（契約担当者）

請負代金額変更協議開始日等通知書
（様式－２）

③ 協議資料提出　（請負者）

請負代金額の変更の対象材料証明書
（様式－３）
請負代金額の変更の対象材料計算総括表
（様式－３－１）
各種資機材の材料証明書
（様式－３－２）
建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる燃料代金計算総括表（提出資料）
重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる燃料代金計算総括表（提出資料）
仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる燃料代金計算総括表（提出資料）
（様式－３－３）
※併せて、購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る資料（納品書等）を添付する。

45日メド

2週間以内

④ 対象材料の協議開始　（契約担当者）（請負者）

※契約担当者と請負者は、協議期間中に対象材料について確定させる。

⑤ 対象材料の協議結果の通知　（契約担当者）

協議結果通知書
（様式－４）
（様式－５）　※確認されなかった場合。

⑥ 変更請負代金額の算定　（契約担当者）

※対象材料について、変更請負代金額を算定し、額を確定する。

2週間以内

⑦ 変更請負代金額の協議開始　（契約担当者）

工期・請負代金額変更協議開始日等通知書
（様式－６）

⑧ 請負代金額の変更契約の締結　（契約担当者）（請負者）

○ 工期末